

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針について（会長談話）

本日、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されました。

この度の対応方針では、令和元年に検討することが示された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限」について、道府県から指定都市へ移譲することとなりました。

さらに、令和3年に指定都市市長会が提案した「10月1日時点における保育所等利用待機児童数調査」については、提案の趣旨を踏まえ、全国集計を行わないものとするにとされました。これは、地方自治体が待機児童対策へより注力できるようになるものであり、関係者のご尽力に感謝いたします。

また、「新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の延長」や「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置における市区町村長の証明事務」等については、検討後、必要な措置を講じることとなっています。これらは住民及び事業者の利便性の向上や効率的な行政運営につながることから、早急な対応を求めます。

圏域の中核を担う指定都市は、住民に身近な基礎自治体として、また、人口・産業が集積する大都市として、住民サービスの更なる向上に努めるとともに、圏域全体の活性化と日本の社会・経済の成長に貢献することを目指し、今後とも国から地方への事務・権限と税財源の一体的な移譲による真の分権型社会の実現に向けて取り組んでいきます。

そのために、国におきましては、引き続き地方分権改革を着実かつ力強く推し進めていただくことを期待します。

令和3年12月21日
指定都市市長会会長

鈴木康友